



#### 第11条 (本物件の使用・保管・維持・修理等)

1. 甲は本物件を善良な管理者の注意をもって使用保管し、この使用保管に要する消耗品および諸費用を負担します。また、甲は本物件を本来の用法に従い使用します。
2. 甲は事前に乙の書面による承諾を得ないで次の行為を行わないものとします。
  - (1) 本物件を第三者に転貸すること。
  - (2) 本物件に貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去または汚損すること。
  - (3) 本物件に他の物件を付着させ、本物件の一部を除去あるいは取替え、または改造する等、本物件の引渡し時の現状を変更すること。
3. 甲は本物件について他から強制執行その他、乙の権利を侵害する行為を受けた場合には、当該本物件が乙の所有であることを主張し、直ちにその旨を乙に通知し事態の解消にあたるものとします。この場合において、乙が必要な措置をとったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担します。
4. 本物件自体、及びその使用、保管、維持によって第三者に与えた損害については甲が負担し、乙は損害賠償の責を負わないものとします。

#### 第12条 (メンテナンス)

1. 甲は乙が必要かつ相当と認めた場合には、使用中の本物件をメンテナンス済みの本物件と交換できるものとします。
2. メンテナンス済み本物件の交換に関わる運送費用等の諸費用は、乙が負担するものとします。

#### 第13条 (本物件の滅失・毀損)

甲の責に帰すべき事由により本物件を滅失（修理不能、所有権の侵害を含む。以下同じ）、または毀損（所有権の制限を含む。以下同じ）した場合には、甲は乙に対し代替本物件（新品）の購入代金相当額、または本物件の修理代金相当額、及び乙の本物件不稼動による損害額を損害賠償金として支払います。

#### 第14条 (本物件の使用地域)

甲の本物件使用地域は、日本国内とします。

#### 第15条 (本物件の譲渡等の禁止)

甲は本物件を第三者に譲渡し、または本物件について質権、抵当権、譲渡担保権その他一切の権利を設定できないものとします。

#### 第16条 (ソフトウェアの複製禁止)

甲は本物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます。）に関し、次の行為を行うことはできないものとします。

- (1) 有償、無償を問わずソフトウェアを第三者に譲渡し、または使用权を設定すること。
- (2) ソフトウェアを複製すること。
- (3) ソフトウェアを本物件以外のものに利用すること。
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること。

#### 第17条 (保険)

1. 乙は本物件（一部構成部品等を除く）に動産総合保険を付保するものとします。
2. 本物件に保険事故が発生した場合は、甲は乙に対し直ちにその旨を通知するとともに、乙の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付し、保険金受領手続きに協力するものとします。
3. 甲が前項の義務を履行し、乙が保険金を受領した場合、乙は甲に対し第13条規定の賠償義務について、受取保険金の限度でその義務を免除するものとします。但し、甲が前項の通知義務、交付義務を怠り、または本物件の滅失、毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではないものとします。

#### 第18条 (甲からの解約)

1. 甲は特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に乙に通知の上、本物件を乙の指定する場所に返還して、この長期レンタル契約を解約することができるものとします。
2. 前項により甲がこの長期レンタル契約を解約する場合、甲は乙が定める算出方法による差額を精算し、乙に支払うものとします。

#### 第19条 (乙からの解約)

乙は本物件に第10条に定める性能の欠陥がある場合、本物件の修理または取り替えに過大な時間、または費用を要するときは、その旨を甲に通知して直ちにこの契約を解約することができるものとします。この場合、レンタル契約が解約された月のレンタル料は、日割り計算により減額するものとします。

## 第20条（契約違反等による解約）

甲が次の各号の少なくとも一つに該当するに至った場合には、乙は催告をすることなく、この長期レンタル契約を解除することができ、この場合、乙の甲に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 甲がレンタル料の支払いを1回でも延滞したとき、その他本約款条項に違反したとき。
- (2) 甲が支払いを停止し、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 甲が強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または民事再生、会社更生等の申立てを受け、またはこれらの申立てをしたとき。
- (4) 甲の営業の休・廃止、解散のとき。
- (5) 甲の営業が不振、あるいは継続が困難であると乙が認めたとき。

## 第21条（本物件の返還）

1. レンタル期間の満了、解除、解約、その他の理由により長期レンタル契約が終了した場合、甲は乙に対し、直ちに本物件を乙の指定する場所に返還します。
2. 甲がレンタル期間中の本物件に記録したデータについては、消去のうえ返還するものとします。返還後のデータに関しては、乙はその責を負わないものとします。

## 第22条（支払遅延損害金）

甲がこの長期レンタル契約による金銭債務の履行を遅延した場合には、甲は乙に対し支払期限の翌日から完済に至るまで年率14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとします。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
  - (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という）であること。
  - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
  - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
  - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
  - (5) 長期レンタル契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。
2. 乙は、甲が次の各号の一つに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に長期レンタル契約を解除することができます。
  - (1) 第1項に違反したとき。
  - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき。
    - ① 乙に対する暴力的な要求行為
    - ② 乙に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
    - ③ 乙に対する脅迫的言辞または暴力行為
    - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
    - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 乙は、前項の規定により長期レンタル契約を解除した場合、甲に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

## 第24条（通知）

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅延なく書面により乙に通知します。

- (1) 名称または商号を変更したとき。
- (2) 住所を移転したとき。
- (3) 代表者を変更したとき。
- (4) 事業の内容に重要な変更があったとき。
- (5) 合併、会社分割、資本金もしくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があったとき。
- (6) 財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立てもしくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。
- (7) 第19条第2号から第5号に該当し、またはそのおそれがあるとき。

## 第25条（合意管轄）

甲および乙は、長期レンタル契約の紛争に対する第一審の専属的合意管轄裁判所を、乙の本社の所在地を管

轄する地方裁判所とすることに合意するものとします。

**第26条（特約事項）**

甲および乙は、長期レンタル契約について別途書面により特約した場合は、その特約は本約款と一体となり、これを補完または修正することを承認するものとします。

**第27条（個人情報保護方針）**

乙はすべての事業で取扱う個人情報及び従業員等の個人情報の取扱いに関し、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

**第28条（付則）**

本約款は、2022年8月1日以降に締結される長期レンタル契約について適用されます。